

つくば農業生産農事株式会社 地方創生プラン Ver1.0

会社概要と特徴

会社名称	つくば農業生産農事株式会社
本社所在地	茨城県筑西市寺上野391番地
代表取締役	加賀見保明
資本金	224百万円
設立日	1991年11月22日
所有地	約10万坪(農地3万坪、山林他7万坪)

事業の特徴 大手小売業と連携した循環型農業社会の実現



小売大手と連携して、食品廃棄物から自社ブランドの有機堆肥を生産し「土づくり、野菜づくり」に活用する『循環型農業社会の実現』に注力して参りました。

良質な顧客:

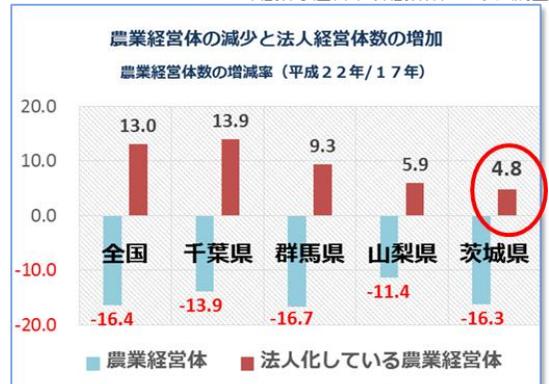


取り巻く環境

茨城県
茨城県は北海道に次ぐ農業産出高を誇っていますが、他地域と同様に農業従事者の減少に苦しんでいます。

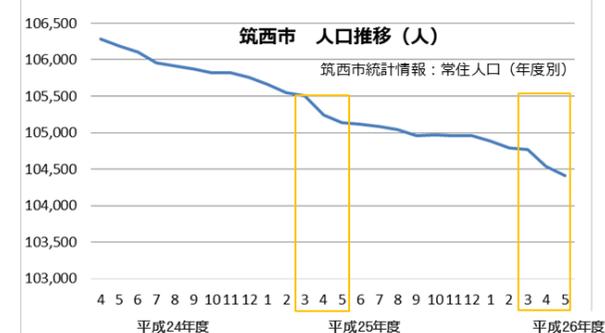
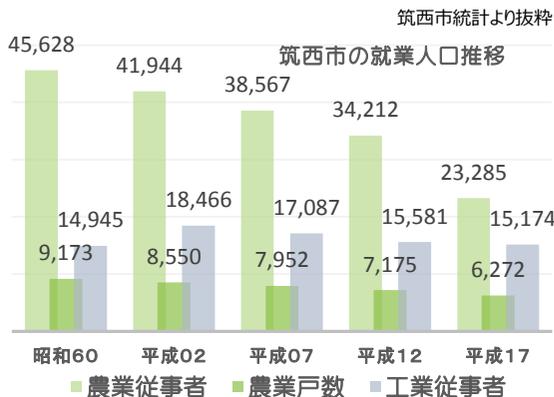
一方で、農業法人の増加数は全国平均よりも下回っており、法人化推進による農業の大規模化や効率化が必用と拝察いたします。

2010年農林水産省 世界農林業センサス調査



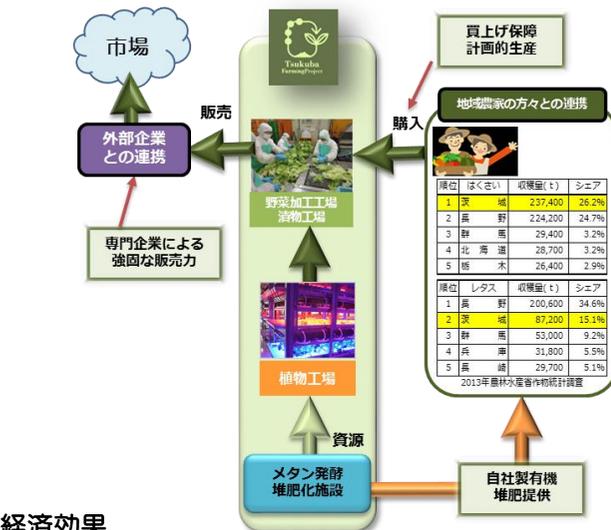
順位	都道府県	経営体数	減少数	2005年比
1	福島	71,654	-10137	-12%
2	茨城	71,542	-13969	-16%
3	新潟	68,245	-15354	-18%
4	長野	64,289	-13015	-17%
5	兵庫	57,766	-8187	-12%

筑西市
筑西市は県下最大の作付面積を有していますが、昭和60年からの20年間で農業従事者が半減しており、市全体の人口減、とりわけ3~5月の減少に見られるように、若い労働力を農業が吸収出来ていない現状が見取れます。



事業変革

近隣農家とのネットワークを構築し、出口戦略として加工販売企業との合併事業により、地域に安心した野菜作りを提供する。



経済効果

異業種との合併事業化	間接効果	事業の健全性と継続性の担保
加工工場、漬物工場誘致	直接効果	300~500名の雇用創出
	間接効果	女性の活躍の場を創出 定住者促進及び首都圏からの移住促進 近隣農家の安定収入の実現
IT植物工場	直接効果	30名の新規雇用効果
	間接効果	外国人技術実習生10名の受入れ 首都圏からのエンジニアの移住促進
メタン発酵堆肥化設備		農業に必要な資源の獲得と緊急時の地域電源供給

設立要件と規制緩和

地域農家とのネットワークを構築し地域創生に寄与します。



設立要件

筑西市の年齢構造から、育児や介護に追われている方々の就業促進が当該事業の設立要件と考えています。

その為に、施設に隣接した「託児所」と「デイサービスセンター」を建設して、安心して就業出来るような環境を構築したいと考えております。

年齢層	人口	割合
年少人口	13,206	12.2%
生産人口	65,968	61.0%
老年人口	29,044	26.8%

項目	人口	指数
従属人口	42,250	①
生産人口	65,968	②
従属人口指数①÷②		64.0%

項目	人口	指数
老年人口	29,044	③
生産人口	65,968	④
老年従属人口指数③÷④		44.0%

規制緩和申請内容

事業の実施を困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
託児所の建設: 24時間操業の大型野菜加工工場(300~500名雇用)を建設予定だが、子育て世代の女性が活用し易いように「託児所」を設置したい。 工場の建設予定地が市街化調整区域の農地であり、最も近い市街化地域までには直線で約3km、実際の候補地は更に遠隔地となり、外灯の無い道を使った送り迎えを考えれば、地域住民に安心した暮らしを届けることが出来ない。	農地法第四条 土地計画法第三十四条	1. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 2. 建設可能な市街化地域まで一定距離があること 3. 一定人数以上の当該施設の利用者が見込めること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても設置・運営を認める。
デイサービスセンターの建設: いわゆる介護離職の抑制と、地域住民の方に働く喜びをお届けするために、デイサービスセンター(通所介護)を設置したい。 工場での勤務時間帯を当日の出荷作業が終了した午前9時以降とし、工場と自宅との移動手段(送迎バス利用、自家用車、自転車、徒歩など)によって、要介護者の移動手段を柔軟に構築できるようにしたい。	農地法第四条 土地計画法第三十四条	1. 近隣に代替できる販売施設が無いこと 2. あくまでも周辺住民へのサービスの一端であること 3. 工場で産出される製品に限定すること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。
常設直売所の建設: 地域住民との良好な関係構築を目的に、「常設の直売所」を設置したいが、市街化調整区域の農地では販売地点の建設が出来ない。	農地法第四条 土地計画法第三十四条	1. 近隣に有効な自炊可能な宿泊施設が無いこと 2. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 3. 広大な所有地を有する農業関連事業であること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。
宿泊施設の建設: 茨城県が進めるベトナムからの外国人(農業)技能実習生(約10名)の為に、市街化調整区域の農地内に「宿泊施設」を設置するが、農業従事者ではない野菜加工工場の従業員にも一時的に利用させたい。最寄りの市街化区域までは直線3km、実際の建設予定地は更に遠隔地となる可能性が高い。	農地法第四条 土地計画法第三十四条	1. 近隣に有効な自炊可能な宿泊施設が無いこと 2. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 3. 広大な所有地を有する農業関連事業であること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。